

桶川市財務会計システム
サービス提供に係る公募型
プロポーザル仕様書

令和6年8月

桶川市企画財政部財政課

1. 基本事項

(1) 事業の概要と目的

現行の財務会計システムが更新時期を迎えるため、新たな財務会計システム（以下、「新システム」という。）を導入するものである。

本業務は、新システムの導入により、予算編成や予算執行事務のより一層の効率化を図ることを目的とする。

なお、今回構築するシステムは、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡るITコストの抑制と安定的なシステム運用を実現するものである。なお、構築するシステムは、原則LGWAN回線によるLGWAN-ASP方式とする。

2. 全体仕様

(1) 業務名称

桶川市財務会計システムサービス提供業務

(2) 業務の範囲

本業務は、以下の3つの情報システムに関連する業務を委託するものである。

① 既存財務会計システム及び関連システムのデータ移行・システム構築

データセンターを活用としたクラウドシステムへのデータ移行・システム構築業務

② 運用保守業務

システム運用期間における運用・保守業務

③ 研修業務

職員向け研修、マニュアルの提供業務

(3) 業務期間

業務期間は、次のとおりとする。

- ・システム更新・構築業務・研修業務 契約日～令和8年3月31日
- ・新システム運用・保守業務 令和7年10月1日～令和12年9月30日

(4) 業務構築及び保守運用費

上記業務期間における経費の総額は、合計55,000,000円（税込）を上限とする。

(5) 構築対象業務システム

構築対象業務システムの範囲は、以下のとおりとする。

- ① 予算編成システム
- ② 予算執行システム
- ③ 出納管理システム

- ④ 起債管理システム
- ⑤ 契約管理システム
- ⑥ 決算統計システム
- ⑦ 備品管理システム
- ⑧ 公会計システム

(6) 動作環境

- ① クライアントパソコン及びプリンタは、現在内部情報系 LAN (LGWAN 接続可能) に接続されている既存の機器を使用すること。
- ② パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについて、必要となるライセンス数を準備すること。なお、新システム稼働台数は一定数の増設もあり得るものとする。
- ③ 財務会計システムの同時利用台数は100台程度を想定とする。
(職員配布 PC 台数500台程度)

(7) データセンター

- ① 本業務では、クラウドシステムをデータセンターに設置し、使用する回線は LGWAN を原則とするが、民間回線等で総務省が推奨する情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの基準と同等のセキュリティを確保できるものであれば可能とする。
- ② 前述の回線については、何れもシステムがストレスなく稼働する接続環境を整えること。
- ③ データセンターは、本業務の受託事業者が確保し、要求事項は別紙「機能要件一覧」のとおりとする。

(8) セキュリティ要件

- ① セキュリティ対策
 - 1) 総務省が推奨する地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを参考にセキュリティ対策を施すこと。
 - 2) 特定個人情報の取り扱いについては、国の個人情報保護委員会が策定した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考にセキュリティ対策を施すこと。
 - 3) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- ② セキュリティ教育
 - 本事業にあたり、本事業に係る社員に対しては、個人情報の取り扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。
- ③ 職員（部署）認証
 - 職員（部署）認証、アクセス権限の設定を可能とし、アクセスログの管理ができる

こと。

3. 事業実施期間

(1) 想定スケジュール

構築期間・・・契約日（令和6年11月予定）から各システムの本稼働日前日まで

※この構築期間における諸費用は、本業務に含まれるものとする。

システムの区分		本稼働予定時期
財務会計	財務会計	新システムは、令和8年度予算編成（令和7年10月）から順次稼働する。 なお、予算執行については、令和8年4月1日の予算執行から稼働する。
	その他	その他システムについては、令和8年4月1日の稼働を想定しているが、 詳細については、市と受託事業者で協議する。

システム構築期間は、契約締結時から上記各システム運用開始までとする。受託事業者は、この期間においてシステムの設計、開発、データ移行等を行い、システムの本稼働を可能とすること。また、安全かつ確実にシステム移行ができるようなスケジュール案を提示するとともに、テストや操作研修などについても十分な時間的配慮を行うこと。

4. システム構築

システム機能要件は別紙「機能要件一覧」のとおりとする。

(1) システム連携要件

現行システムに加え、現在システム化していない業務についても、円滑に連携できるシステムの構築を目指すこと。また、各業務共通で使用するデータは一元管理でき、かつ統一したコード体系を有し、各業務間のデータ連携が可能なものとする。以下に必要と考える連携機能を記すが、当市にとって有益と思われるシステム及び機能があれば提供すること。

- ① 指定金融機関等への口座振込み支払データ出力機能
- ② 総務省電子調査票システムへの決算統計データ出力機能
- ③ 既存給与システムからの支払データ取込機能
- ④ 埼玉県電子入札共同システムとの連携（データの出力、取り込み）機能

5. データ移行

現行システムのデータを次期システムへ移行するにあたり必要となるデータは、本市から原則 CSV ファイルで渡すものとする。受託事業者は当該 CSV データを基に新システムを構築すること。なおデータ移行の範囲は十分協議のうえ実施するものとする。

また、令和8年度当初予算編成・執行から必要となる以下のデータは移行すること。

- ① 令和7年度予算科目と予算額、および予算見積（積算）内容
- ② 債権者データ及び付随する口座情報
- ③ 固定資産台帳データ及び減価償却データ等
- ④ 備品台帳データ
- ⑤ 源泉徴収データ（新システム稼働前令和8年1月～令和8年3月）
- ⑥ 地方債借入データ（償還中及び償還済みデータ）
- ⑦ 業者情報
- ⑧ 利用職員情報、所属情報等
- ⑨ 平成28年度以降の財務書類データ

6. 運用保守

(1) システム運用

受託事業者は、新システム運用期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。

- ① 提供するシステムは、原則24時間365日稼働することができること。ただし、基本稼働時間は、本市の開庁日にあわせて平日8時30分から17時15分とする。
- ② パッケージシステムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障のないよう本市と協議の上、実施すること。
- ③ ハードウェアにおいては、必要となる性能・容量について予測を行い、十分な性能・容量をあらかじめ確保しておくこと。
- ④ 使用者にストレスを与えず業務に支障のないレスポンスを提供すること。
- ⑤ 性能及び品質が満たされない事象が発生した場合は、速やかに本市へ報告し、協力的かつ速やかに問題の解決を行うこと。
- ⑥ 業務主管課からシステムに関する問い合わせ受け付けるためのサポートデスクを用意し、障害等や通常業務対応にかかる一次受付窓口を設けること。
- ⑦ 障害発生時は、受託事業者が窓口となり、障害の原因を特定し復旧作業を実施すること。

(2) システム保守

- ① ソフトウェア保守について、軽微な更新はシステムの利用料の範囲内で対応すること。なお、通常の保守では更新できない程度的大幅な変更が必要である場合は、別途協議するものとする。
- ② 操作研修及びマニュアル整備について、職員が戸惑うことなく新システム運用を行うため、研修を実施することとする。さらに、人事異動時により新たに担当となった職員への研修等を、本市からの要請によりシステム運用期間も継続して実施すること。なお、システムの操作研修会場は本市で用意し、研修及び操作練習のできる環境

は受託事業者が準備すること。

- ③ 新システムの操作方法等を解説したマニュアル（オンラインマニュアル可）を提供すること。なお、法制度改正やシステムのバージョンアップを行った場合は、変更点の操作マニュアルを提供すること。

7. その他特記事項について

本仕様書で示した要件以外で、特に有効と思われる仕様・機能があれば提案すること。

（例：固定資産台帳システム、公有財産台帳システム、財務書類（連結まで）作成システム等）

8. 成果物

本業務における成果物は、受託事業者が作成し、本市に提出すること。

なお、成果物の内容については、以下のとおりとする。

成果物		成果物の内容
プロジェクト計画書	プロジェクト計画書	システムの適合設計から開発、テスト、データ移行、研修及びマニュアル整備、運用保守までを対象とした計画書。体制・スケジュール関連等
システム構築	カスタマイズ機能概要書	既存システムとの差異分析によるカスタマイズ機能要件書およびカスタマイズ機能仕様書（説明書）
	カスタマイズ機能仕様書	カスタマイズ機能仕様書（説明書）
その他	議事録・課題整理表	全体進捗管理会議、システム打ち合わせ等の議事録、Q&A 一覧表

9. その他注意事項

- ① 本市から知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。
- ② 本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然に必要な事項については受託者が責任を持って対応すること。
- ③ 本業務で導入する機器およびシステムの設定、障害対応が十分可能な SE（システムエンジニア）を従事者とする。